

経常利益の増加法

経常利益の重要性

経常利益は、通常の営業活動の利益から借入利息などを控除した後の利益金額を示しますので、この段階で黒字になっていれば、借入利息を継続して支払えることを意味します。

そのため、この経常利益の金額を前期より多く計上するように決算書を作成することがポイントです。

また、売上高が前期よりも減少した場合でも、売上総利益率や経費削減などの改善により、この経常利益が増加していれば、逆に経営者の経営努力が評価されます。

特別損失の活用

特別損失の項目は、損益計算書において経常利益よりも下にあります。したがって、経常利益を多くするためには、販売費及び一般管理費や営業外費用に計上されている内容を特別損失に計上できるように対応することがポイントになります。

特別損失に計上する一般的な例が下記になります。

1 . 貸倒損失

中小企業の会計に関する指針では、下記のように定めています。

営業上の取引に基づいて発生した債権に対するものは「販売費及び一般管理費」
及び 以外のものは「営業外費用」
臨時かつ巨額のものは「特別損失」

2 . 役員退職金

中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度などの毎期継続して発生する掛金は、販売費及び一般管理費に計上すべきものですが、役員退職金は臨時的かつ金額的に大きくなりますから、特別損失に計上すべきものといえます。

3 . 棚卸資産の評価損

中小企業の会計に関する指針では、下記のように定めています。

及び 以外のものは「売上原価」
棚卸資産の製造に関連して発生するものは「製造原価」
臨時の事象に起因し、かつ多額であるものは「特別損失」

4 . 繰延資産（開発費）の償却費

開発費の償却費表示を中小企業の会計に関する指針では、営業収益との対応関係がある場合には販売費及び一般管理費に表示し、対応関係がない場合には営業外費用に表示し、一時償却額は特別損失に表示するように定めています。

通常、開発費に該当する費用でも、開発費に資産計上せずに、直接販売費及び一般管理費に計上していることが一般的です。

これを、一旦開発費に計上し、決算にて損益計算書の開発費償却として一時償却することにより、この開発費償却を特別損失に計上することができ、経常利益も増加できます。